

令和8年3月13日

保護者各位

糸満市教育委員会  
教育長 屋良 朝俊  
(公印省略)

糸満市立学校家族休暇制度の試行導入について（お知らせ）

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高い状況にあります。糸満市も例外ではなく、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられます。

今回、この状況に鑑み、児童生徒の学校授業日における休暇の取得を推奨し、家族で過ごす時間の確保や、家族旅行等を通して子どもの心身の成長へつなげていただくため、令和8年度に糸満市立学校家族休暇制度を試行的に導入いたします。

詳細については、別紙要項をご参照いただき、取得の1週間前までに休暇届出書を学校長へ提出をお願いいたします。

なお、休暇届出書は、下記URLまたは二次元コード、糸満市教育委員会または各学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

また、本制度を利用した休暇については、地域家庭との教育活動の一環と捉え、欠席とはせず「出席停止・忌引等」と同じ扱いにいたします。

記

- 1 試行期間 令和8年4月～令和9年3月
- 2 糸満市立学校家族休暇制度に関する資料（糸満市教育委員会HP）

【URL】 <https://www.city.itoman.lg.jp/soshiki/32/35420.html>

【二次元コード】



※本制度の課題等を把握するため、令和8年12月頃を目途にアンケートを実施いたします。ご協力よろしくをお願いいたします。

糸満市立学校家族休暇制度 休暇届出書

令和 年 月 日

学 校 長 様

\_\_\_\_年\_\_\_\_組\_\_\_\_番

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり、糸満市立学校家族休暇制度による休暇を取得したいので、留意事項をすべて承諾のうえ、届け出いたします。

1 学校を休む日 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

2 学 ぶ 場 所 \_\_\_\_\_

3 目 的 \_\_\_\_\_

4 取得予定日数 今回届出した日を含めて ( ) 日

留意事項（内容をご確認いただき、□にチェックをお願いします）

- 「家族休暇」は、取得日の1週間前までに学校へ届け出する必要があります。
- 年度内に3日まで取得することができます。
- 「家族休暇」を取ることで受けられない授業内容は、家庭で自習します。
- 学校教育活動のため「家族休暇」を取得対象とならない日があります。
- 「家族休暇」は普段学校ではできない経験をするための休暇です。
- 子どもたちだけで遊ぶ目的で取得することはできません。

(学校記入欄)

受付日	月 日	担任 確認欄		学校長 確認欄	
-----	-----	-----------	--	------------	--